女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
第20条に基づく情報公表

2023年(令和５年)６月14日
社会福祉法人　県央福祉会

１.女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供

① 採用した労働者に占める女性労働者の割合
（付記） 集計期間は、2022年４月１日
～2023年３月31日

区分	割合
常勤	７６．５％
非常勤	７９．９％
嘱託	３０．８％

② 管理職に占める女性労働者の割合　　２８．９％
（付記） 2023年３月31日時点

③ 男女の賃金の差異
（付記）
・ 集計期間は、2022年４月１日
～2023年３月31日
・ 正規：常勤、
非正規：非常勤、嘱託
・ 賃金の範囲：通勤手当や賞与も含む総支払額
・ 育児短時間勤務、非常勤、嘱託については、常勤の所定労働時間(１日８時間)で換算した人員数を基に平均年間賃金を算出
・ 初任格付、昇給基準等処遇において男女の差はありません。

区分	男性の賃金に対する女性の賃金の割合
全労働者	７５．９％
正規雇用労働者	８１．４％
非正規雇用労働者	９３．７％

２.職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備

① 男女の平均継続勤務年数の差異
（付記） 2023年３月31日時点

区分	男性	女性
常勤	９年11か月	７年１か月
非常勤	９年５か月	９年７か月
嘱託	９年11か月	９年９か月

② 労働者の一月当たりの平均残業時間
（付記） 集計期間は、2022年４月１日
～2023年３月31日

区分	平均残業時間
一般労働者	９時間20分
短時間労働者	34分
管理監督者等	28時間19分